

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：兵庫県芦屋市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和13年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	兵庫県芦屋市	職員数（H24. 4. 1現在）	42名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度） 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	96.7（20年度）	財政力指数	0.944（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	105.1（20年度）	実質公債費比率（%）	19.9（21年度）
		将来負担比率（%）	206.7（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	芦屋市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	芦屋市長 山中 健
既存計画との関係	芦屋市水道事業経営健全化計画（平成22年度～平成25年度）
公表の方法等	芦屋市議会各常任委員会、予算特別委員会等にて随時説明
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心・安定」「持続」ある水道を目指し、より豊かで「環境」に配慮した快適な社会の創造に貢献していく。 ・水道利用者の満足や水道施設の機能向上など目に見える経営を目指すと共に、優先順位を考慮した施設の更新や延命化で経費節減の経営努力を行う。 ・開かれた水道事業を目指し「情報公開」をよりいっそう推進していく。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	78,599.1			78,599.1
	補償金免除額	10,326.4			10,326.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(11,189.8)			(11,189.8)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債（上水道事業債）	78,599.1			78,599.1
合 計 (A)		78,599.1			78,599.1
※ 一般 （繰上 償還） の 再掲 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		78,599.1			78,599.1

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 （繰上 償還） の 再掲 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債（上水道事業債）	(11,189.8)			(11,189.8)
合 計 (A)		(11,189.8)			(11,189.8)
※ 一般 （繰上 償還） の 再掲 区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(11,189.8)			(11,189.8)

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の節水器具の普及により、使用水量が減少し厳しい経営を余儀なくされている。 ・本市の水道施設は、昭和30年代～40年代にかけて整備した老朽施設が大半を占めており、経年管の割合は3割を超え阪神間と比較してもその割合は高く、老朽管等の更新を計画的に進める必要がある。 ・平成9年度、平成13年度、平成18年度に料金改定を行ない累積欠損金の解消に努めているが、平成22年度末ではなお5億2千万の累積欠損金を抱えており、阪神間各市で累積欠損金を抱えているのは本市のみとなっている。
経営課題	<p>課題 ① 施設整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度～平成41年度までの施設整備計画を水道事業経営審議会において提案し更新を進めているところであるが、4年毎に見直し老朽管の更新計画や施設の更新計画を効率よく進めていく。
	<p>課題 ② 給水収益の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の節水器具の普及と節水意識の向上により1人当たりの使用水量が減少し給水収益の伸びが見込めない中で給水収益の確保が課題となっている。
	<p>課題 ③ 事務事業の効率化や組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の委託化や技能職員の欠員不補充により事務事業の効率化に取り組んでいる。職員数については危機管理上これ以上の削減は難しいと考えているものの、さらなる事務事業の効率化や組織の見直しを行う。
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
区 分	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 資本費平準化債	152	191	217	188	380	358	352	337	736	543
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	2	2	1	1		1					
	8. 工 事 負 担 金	105		34		148	26	32	19			
	9. そ の 他		90				60	100	100	100	100	
	計 (A)	259	283	252	189	528	445	484	456	836	643	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	259	283	252	189	528	445	484	456	836	643	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち職員給与費	350	426	341	339	735	658	403	374	775	571
	2. 企 業 債 償 還 金	147	274	229	243	251	349	281	296	262	199	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他	109	180	181	145	184	120	200	200	200	200	
	計 (D)	606	880	751	727	1,170	1,127	884	870	1,237	970	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	347	597	499	538	642	682	400	414	401	327	
	補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	337	579	487	525	614	650	375	390	357	293
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
3. 繰 越 工 事 資 金												
4. そ の 他	10	18	12	13	28	32	25	24	44	34		
計 (F)	347	597	499	538	642	682	400	414	401	327		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	4,059	3,976	3,964	3,909	4,038	4,047	4,118	4,159	4,633	4,977		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	4	61	7	41	65	47	50	50	50	50
	うち基準内繰入金				9	9	10	50	50	35	50
	うち基準外繰入金	4	61	7	32	56	37			15	
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金										
合 計		4	61	7	41	65	47	50	50	50	50

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)	92.7	87.5	91.7	88.5	92.3	86.4	91.9	91.5	89.9	90.8
資本費 (円又は%)	93.0	96.7	92.5	91.6	91.5	92.4	95.2	95.3	95.4	95.6
総収支比率(法適用) (%)	103.2	96.6	99.2	95.9	96.2	94.3	99.6	99.2	97.4	98.4
経常収支比率(法適用) (%)	103.2	96.6	99.2	95.9	96.2	94.3	99.6	99.2	97.4	98.4
営業収支比率(法適用) (%)	99.4	94.5	99.6	95.6	94.4	93.1	99.6	99.4	97.7	99.5
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	17.4	21.8	23.2	28.3	25.8	26.1	20.4	15.2	12.1	7.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.2	3.0	0.4	2.1	2.9	2.2	2.3	2.3	2.3
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.5	0.4	0.5	2.3	2.3	1.6
	うち基準外繰入金 (%)	0.2	3.0	0.4	1.6	2.5	1.7	0.0	0.0	0.7
	資本的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・累積欠損金の解消と老朽管等の更新のための財源を確保するために適正な料金水準の維持に努める。 ・料金策定方法は、損益ベースに総括原価方式による。 ・給水人口、有収水量については、別紙「給水計画」による。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計等からの繰入金は、基準内繰入のみとする。ただし、退職手当金については、負担の公平を考慮し、会計間の在職期間按分により負担をする。 ・具体的には、定年退職直前に市長部局より水道会計に人事異動になった場合、退職手当金を全額水道会計で負担するのは会計間の負担の公平を保てないため、在職期間によって退職手当金を按分し他会計から繰り入れる。 ・市長部局と水道会計で併任となっている者の人件費相当分を繰り入れる。 ・表中平成24年度以降の他会計補助金は全額退職手当金にかかるもの。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・更新等の施設整備については、施設整備計画(平成18年度～平成41年度)に基づき計画的に更新・整備を行うが、実施にあたっては各財政計画期間ごとに計画の見直しを行う。 ・施設整備事業については24年間で約125億であり財源は全額企業債を充てる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費については定期昇給1.37%で積算している。 ・経費については物価上昇率を0.1%で積算している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成22年度から市の施策として老朽管の更新を積極的に進めており、職員数を増員して対応している。これは今後5年間で行う予定でありこの間は職員数の減少は難しいと考えている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	給与については、国家公務員の給与構造改革を参考に、給与制度全般に渡る改正を既に行ってきたところである。また、給与、手当については期間を定めて更に支給額のカットを行っているところである。具体的には、①給料の減額(部長級4%)②管理職手当の減額(部長級7%, 課長級5%, 課長補佐級2%, 主査級1.5%)③管理職員特別勤務手当の減額(部長級～主査級50%)今後とも、国、県、近隣市の動向を見極めながら、適正水準であるよう努めていく。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職員については、原則、退職者の欠員不補充としており、また、事務事業の見直しを行う中で、民間に委ねられることができる業務については、市民サービスの維持、向上等に留意しながら民間委託等を行っていく考えである。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特別昇給については、平成18年4月1日から廃止済みであるが、勸奨退職に伴う特昇制度については存置している。勸奨退職申出者に一律適用されるものではないが、当面、定員管理(削減)計画を推進する上では、高齢職員の退職を促す観点からも必要な制度であると考えている。一方で今後については職員数の適正化の状況を踏まえた上、勸奨退職制度と合わせ適切な運用(見直し)を図っていく。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	職員互助会への交付金の負担割合について、平成18年4月1日から10/1000から6.5/1000に見直しを行ったが、今後とも近隣市の動向等に注意を図りながら、適正水準であるよう努めていく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	平成24年度から浄水場を1か所廃止し、経費の節減に取り組んだ。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		予算、決算、財政状況ともに議会への説明後速やかに広報紙及びホームページ等で公表しているところ。
○ 行政評価の導入		平成15年から事務事業レベルでの行政評価を行っており、事業ごとに事業の担当課及び行政経営課による内部評価を行っているところ。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	職員数の減少はできない見通したが、職員構成の若返りによって人件費を抑制し、経費の見直しを図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成22年度からの4年間の財政計画では料金の改定は行なわなかったため、累積欠損金の解消はできなかったが、平成26年度からの次期財政計画では料金の適正化を見据えた財政計画を策定する必要があると考えている。ただし、改定率等は現段階では提示することはできない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しは、退職給与金について会計区分ごとの在職期間により相互繰出しを行っているのみ。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
	累積欠損金比率	当初計画の目標値		16.4	6.8	3.4	2.6	2.2							
		(実績値)	21.0	17.4	21.8	23.2	28.3								
	企業債現在高	当初計画の目標値		4,124	4,430	4,725	4,931	5,075		26.1	20.4	15.2	12.1	7.9	
		(実績値)	4,054	4,059	3,976	3,964	3,909			4,047	4,118	4,159	4,633	4,977	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】	科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
		料金改定率	8.90%												
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策							0						
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用							0						
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)	369	385	393	389	395	401							
		改善効果額							45						
		給与水準		9	0	0	18	18							
		改善効果額							0						
		その他()													
		改善効果額													
		維持管理費等	24	24	24	24	24	24							
		改善効果額(適正化)													
		工事コスト													
		改善効果額(縮減額)													
		その他()													
		改善効果額													
		当初計画改善効果額 合計							45						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】	科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策							5	10	10	10	10	10	
		改善効果額								5	5	5	5	5	
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
		職員給与費の適正化													
		職員給与費(退職手当以外)						388		377	350	355	359	364	
		改善効果額								11	38	33	29	24	
		給与水準													
		改善効果額								1	1	1	1	1	
		その他(職員の若返り)													
		改善効果額								10	37	32	28	23	
		維持管理費等						4		0	0	0	0	0	
		改善効果額(適正化)								4	4	4	4	4	
		工事コスト													
		改善効果額(縮減額)													
		その他()													
		改善効果額													
		延長計画改善効果額 合計												180	

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計	A	180
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額	B	
A+B		
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)		10

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	92	93	93	94	95	96	97	97	98	98
年間総有収水量 (千m ³)	10,666	11,205	10,473	10,488	10,833	10,860	11,019	11,056	11,091	11,130
公称施設能力 (m ³ /日)	57,872	57,872	57,872	57,872	57,872	52,857	52,857	52,857	52,857	52,857
1日最大配水量 (m ³ /日)	37,491	38,201	36,292	36,202	40,578	40,804	41,156	41,422	41,771	41,651
最大稼働率 (%)	64.8	66.0	62.7	62.6	70.4	77.2	77.9	78.4	79	78.8
供給単価 (円/m ³)	169	169	168	168	168	168	168	168	168	168
給水原価 (円/m ³)	182	193	183	189	186	195	195	183	184	187

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。